

学校教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。	

「協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。</p> <p>4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p> <p>8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</p>

28

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
小学校及び中学校の通学区域	<p>【小学校】 別紙1のとおり</p> <p>【中学校】 別紙2のとおり</p>	<p>【小学校】 別紙1のとおり</p> <p>【中学校】 別紙2のとおり</p>	<p>【小学校】 別紙1のとおり</p> <p>【中学校】 別紙2のとおり</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
特認校	<p>・対象 途別小学校</p> <p>・概要 途別小学校の周辺環境及び教育環境等を理解し、入学希望のあった保護者の児童を、通学区域以外からも受け入れを行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
スクールバス運行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線 11路線（うち8路線を業務委託） ・住民利用 住民全員に同乗することを認めている。（運賃無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線 3路線（全路線を業務委託） ・住民利用 幼稚園通園者及び高齢者学級通級者に同乗することを認めている。（運賃無料） 幼稚園バスとして運行している。（運賃無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線 2路線（全路線を業務委託） ・住民利用 高齢者大学通学者に同乗することを認めている。（運賃無料） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。</p>
高度へき地に係る助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 へき地児童生徒援助費等補助金 ・対象者 へき地教育振興法の規定による3級のへき地学校（糠内・駒畠・明倫の各小学校及び糠内中学校）に通学する児童・生徒 ・概要 高度へき地修学旅行費補助金 ア. 交付額 修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費、見学料及び旅行傷害保険料並びに均一に負担すべきこととなるその他の経費全額 高度へき地学校給食補助金 ア. 交付額 給食の主食（米・小麦・牛乳）代金のうち、国補助額を除いた額 	<p>該当なし</p> <p>3級のへき地学校がない。</p>	<p>該当なし</p> <p>3級のへき地学校がない。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
要保護・準要保護児童 生徒の就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。 ・支給対象 生活保護法による保護基準額を基礎とし、原則として、申請世帯全員の前年合計収入額が保護基準額の1.3倍未満の者 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 学用品費 ア. 小学校(1年生を除く) 14,780円 イ. 小学校(1年生のみ) 12,610円 ウ. 中学校(1年生を除く) 26,050円 エ. 中学校(1年生のみ) 23,880円 修学旅行費 必要経費を援助 体育実技用具費 ア. 小学校(スケート) 11,270円 イ. 中学校(スケート) 11,270円 新入学児童生徒学用品費 ア. 小学校 19,900円 イ. 中学校 22,900円 学校給食費 必要経費を援助 医療費 必要経費を援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幕別町と同一 ・支給対象 生活保護法による保護基準額を基礎とし、原則として、申請世帯全員の前年合計収入額が保護基準額の1.5倍未満の者 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 学用品費 幕別町と同一 修学旅行費 幕別町と同一 体育実技用具費 実費(現物支給) 平成15年度実績 小学校(スケート) 11,445円 中学校(スキー) 39,256円 新入学児童生徒学用品費 幕別町と同一 学校給食費 幕別町と同一 医療費 幕別町と同一 校外活動費 ア. 小学校(宿泊有り) 3,470円 イ. 中学校(宿泊有り) 5,840円 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幕別町と同一 ・支給対象 幕別町と同一 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 幕別町と同一 	幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業（つづき）		通学費 ア. 小学校 38,200円 イ. 中学校 77,200円		
特殊教育に係る就学奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 特殊学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに特殊教育の普及奨励を目的とする。（前記「要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業」の援助対象者以外の者を対象としている。） ・所得要件 世帯の収入総額を国の補助基準需要額で除した数値が2.5未満の者 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 学用品購入費 ア. 小学校 5,550円 イ. 中学校 10,850円 通学用品購入費 ア. 小学校 1,085円 イ. 中学校 1,085円 修学旅行費 ア. 小学校 10,300円 イ. 中学校 27,950円 新入学学用品費 ア. 小学校 9,950円 イ. 中学校 11,450円 体育実技用具費 ア. 小学校(スキー) 12,650円 (スケート) 5,635円 イ. 中学校(柔道) 3,650円 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幕別町と同一 ・所得要件 幕別町と同一 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 幕別町と同一 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幕別町と同一 ・所得要件 幕別町と同一 ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 幕別町と同一 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容																								
	幕別町	更別村	忠類村																									
特殊教育に係る就学 奨励事業(つづき)	(剣道) 25,250円 (スキー) 18,150円 (スケート) 5,635円 学校給食費 実費の1/2																											
公立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかば幼稚園</td> <td>130名</td> <td>67名</td> <td>3学級</td> </tr> </tbody> </table> ・保育時間 <ul style="list-style-type: none"> 通常保育 8時45分～13時45分 水曜日のみ 8時45分～11時30分 預かり保育 終了後～16時 ・休業日 <ul style="list-style-type: none"> 国民の祝日に関する法律に定める休日 日曜日及び土曜日 学年始休業日(4/1～4/7) 夏季休業日(7/10～8/31までの間において引続き25日以内) 冬季休業日(12/10～1/31までの間において引続き25日以内) 学年末休業日(3/25～3/31) 教育長が定める日 	名称	定員	現員	学級数	わかば幼稚園	130名	67名	3学級	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更別幼稚園</td> <td>120名</td> <td>85名</td> <td>5学級</td> </tr> <tr> <td>上更別幼稚園</td> <td>80名</td> <td>17名</td> <td>3学級</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>200名</td> <td>102名</td> <td>8学級</td> </tr> </tbody> </table> 更別幼稚園は平成17年度移転改築予定 ・保育時間 <ul style="list-style-type: none"> 通常保育 9時～13時 延長保育 13時～17時 特別保育(朝) 8時～9時 (夕) 17時～18時 ・休業日 <ul style="list-style-type: none"> 国民の祝日に関する法律に定める休日 土曜日、日曜日 夏季休業(7/10～8/31までの間において引続き25日以内) 冬季休業(12/10～1/31までの間において引続き25日以内) 春季休業(3/25～4/5) 	名称	定員	現員	学級数	更別幼稚園	120名	85名	5学級	上更別幼稚園	80名	17名	3学級	計	200名	102名	8学級	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>
名称	定員	現員	学級数																									
わかば幼稚園	130名	67名	3学級																									
名称	定員	現員	学級数																									
更別幼稚園	120名	85名	5学級																									
上更別幼稚園	80名	17名	3学級																									
計	200名	102名	8学級																									

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
私立幼稚園就園奨励 費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 国の規定に基づき、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に、補助金を交付する。 ・補助対象及び金額 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯 ア.第1子 137,700円/年 イ.第2子 196,000円/年 ウ.第3子以降 253,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 ア.第1子 104,900円/年 イ.第2子 176,000円/年 ウ.第3子以降 246,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする)8,800円以下の世帯 ア.第1子 80,400円/年 イ.第2子 161,000円/年 ウ.第3子以降 241,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が(世帯構成員中2人以上に所得がある場 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 幕別町と同一 ・補助対象及び金額 幕別町と同一 	該当なし	幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
私立幼稚園就園奨励費補助事業(つづき)	<p>合については所得割課税額の合計額とする)102,100円以下の世帯</p> <p>ア.第1子 56,500円/年 イ.第2子 147,000円/年 ウ.第3子以降 237,000円/年</p>			
私立幼稚園入園料及び保育料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幼稚園の振興に資するため私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため入園料、保育料を補助する。 ・補助対象 町内にある私立幼稚園に在籍する3才児、4才児及び5才児のいる世帯 ・補助金額 入園料 7,000円 (最初の入園時のみ) 保育料 4,000円/月 については、前記「私立幼稚園就園奨励費補助事業」対象者以外への補助 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 共同調理場 1施設 建設年度 平成9年度 建物面積 949㎡ 給食能力 3,000食/日 ・調理方式 直営センター方式(ドライシステム採用済み) ・給食費 小学校194円/食 中学校235円/食 ・会計方式 公会計 ・給食形態 完全給食 メニュー ア.パン給食2回(水、金) イ.麺給食1回(火) ウ.米飯給食2回(月、木) 最終週は、パン給食1回(水)、米飯給食3回(月、木、金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 共同調理場 1施設 建設年度 昭和54年度 (平成7年度一部改修) 建物面積 422㎡ 給食能力 500食/日 ・調理方式 直営センター方式(ドライシステム採用済み) ・給食費 小学校200円/食 中学校240円/食 ・会計方式 私会計 ・給食形態 完全給食 メニュー ア.パン給食1回(金) イ.麺給食1回(火) ウ.米飯給食3回(月、水、木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 共同調理場 1施設 建設年度 平成5年度 建物面積 289㎡ 給食能力 500食/日 ・調理方式 直営センター方式(ドライシステム採用済み) ・給食費 小学校200円/食 中学校238円/食 ・会計方式 私会計 ・給食形態 完全給食 メニュー ア.パン給食1回(火) イ.麺給食1回(木) ウ.米飯給食3回(月、水、金) 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</p>

別紙1 各小学校の通学区域

小学校	学級数 (うち特殊 学級)	児童数 (うち特殊 学級)	通学区域(行政区)	校舎面積 (㎡)	屋体面積 (㎡)
幕別小学校	15 (3)	285 (3)	本町1・2・3、幸町、旭町1・2・4、錦町1・2、寿町1・2・3、宝町、新町、南町1・2、緑町1・2・3・4、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡1・2、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和	4,455	981
糠内小学校	3	18	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第1、美川、南勢、中里	1,572	561
古舞小学校	3	11	古舞	676	364
駒畠小学校	3	19	駒畠	958	524
明倫小学校	3	16	明倫	700	337
途別小学校	3	20	途別、上稲志別、日新2	941	440
白人小学校	17 (3)	476 (5)	中央町1・2(鉄道以北)、中央町3、青葉町1・2、札内区、暁町東・西・北、千住1・2・東、稲志別、中稲志別、新生、豊町、春日町、東春日町	4,998	909
札内南小学校	14 (2)	409 (6)	あかしや・南1・南2・中央、泉町、泉東、文京町、若草町1・2・3、桂町1・2、依田、西和、昭和、日新1、中央町2(鉄道以南)、みずほ町	4,337	775
札内北小学校	15 (3)	373 (5)	西町1・2、北栄町、共栄町1・2・3、新北町東・西、北町第1・第2・第3、桜町南・北・中央	3,576	762
幕別町計	76 (11)	1,627 (19)		22,213	5,653
更別小学校	8 (2)	196 (2)	新栄町、花園町、若葉町、錦町、柏町、曙町、本町、中央町、緑町、更別区、更南区、昭和区、北更別区、更別東区、勢雄区、平和区、旭区、南更別区	3,299	1,137
上更別小学校	5 (1)	33 (1)	上更別区、上更別南区、協和区、更生区、香川区、東栄区	1,544	806
更別村計	13 (3)	229 (3)		4,843	1,943
忠類小学校	6	80	村内全域	2,601	1,073
忠類村計	6	80		2,601	1,073

別紙2 各中学校の通学区域

中学校名	学級数 (うち特殊 学級)	生徒数 (うち特殊 学級)	通学区域(行政区)	校舎面積 (㎡)	屋体面積 (㎡)
幕別中学校	10 (4)	188 (4)	本町1・2・3、幸町、旭町1・2・4、錦町1・2、寿町1・2・3、宝町、新町、南町1・2、緑町1・2・3・4、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡1・2、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和	4,355	1,243
糠内中学校	3	39	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第1、美川、南勢、明倫、中里、駒畠	1,763	592
札内中学校	10 (2)	272 (5)	あかしや・南1・南2・中央、泉町、泉東、文京町、若草町1・2・3、桂町1・2、依田、西和、昭和、古舞、途別、上稲志別、日新1・2、中央町2(鉄道以南)、みずほ町	4,118	1,289
札内東中学校	12 (2)	328 (2)	中央町1・2(鉄道以北)、中央町3、青葉町1・2、札内区、暁町東・西・北、千住1・2・東、稲志別、中稲志別、新生、西町1・2、北栄町、共栄町1・2・3、新北町東・西、北町第1・第2・第3、桜町南・北・中央、豊町、春日町、東春日町	4,128	1,237
幕別町計	35 (8)	827 (11)		14,364	4,361
更別中央中学校	6 (2)	119 (2)	村内全域	2,742	1,078
更別村計	6 (2)	119 (2)		2,742	1,078
忠類中学校	3	53	村内全域	2,032	838
忠類村計	3	53		2,032	838

先進事例

おおさきかみじまちょう

大崎上島町（広島県）

幼稚園については、現行のとおり新町に引継ぐ。
入園料については、大崎町の例による。
各種補助事業については、新町において調整する。但し、学校給食中毒検査・保存食補助は合併時まで調整し、ヘルメット購入費補助は木江町の例による。
学校給食共同調理場については当面は現行のとおりとする。調理運営委員会については、各施設に設置し、委員構成等は合併時まで調整する。調理員の勤務時間、賃金等については合併時まで調整する。
奨学金貸付制度については、現行の要綱を廃止し、新町において新たに制度を設ける。但し、償還期限の未到来分は、現行のとおり新町に引継ぐ。奨学金貸付審査会については、新町において新たに設置する。

ふじかわぐちこまち

富士河口湖町（山梨県）

- 1 学校教育の取扱い
 - ・小中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - ・校舎等の耐震補強については、耐震診断の結果を踏まえ、新町において検討する。
 - ・情報教育については、学校間で不均衡のないよう新町において調整する。
- 2 学校給食の取扱い
 - ・給食調理施設及び配食区域については、当面現行のとおりとするが、新町において引き続き検討する。
 - ・給食費については、新町において調整し、統一する。
- 3 小中学校の通学区域の取扱い
 - ・通学区域については、現行のとおりとするが、弾力的運用に努める。
 - ・遠距離通学児童・生徒の通学方法については、新町の循環バスの活用を含め、新町において検討する。
- 4 町単・村単の教員の取扱い
 - ・町単・村単教員については、少人数学級等対応のため、現行のとおり配置する。
 - ・外国語指導助手については、新町においても引き続き配置する。

かほく市（石川県）

学校教育事業

- 1 児童生徒の就学援助等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、修学旅行費は七塚町の例による。
- 2 奨学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、貸付け方式の採用も検討し、合併時に調整する。
- 3 スクールバスの運行については、概ね通学距離が2 km以上の地区の小学生を対象に現在運行している学校で実施する。
- 4 遠距離通学費補助については、廃止する。
- 5 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給食費については、合併年度の翌年度から高松町及び宇ノ気町の例による。
- 6 幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び私立幼稚園施設整備費補助については、合併時に調整する。
小・中学校の通学区域
通学区域については、現行のとおりとする。ただし、指定学校の変更については、保護者の申請により弾力的運用に努めるものとする。

せいよし
西予市（愛媛県）

学校などの通学区の取扱い

当面現行のとおりとし、合併後、状況に応じて調整のうえ新たに定める。

学校教育関係の取扱い

（学校教育関係）

- (1) 公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。
- (2) 小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 遠距離児童・生徒通学費補助及び就学費の援助については、合併時に新たに定める。
- (4) 奨学金貸付事業については、合併時に統一の方向で調整する。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5) スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。

（学校給食関係）

- (1) センター方式及び単独調理場方式については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 給食費については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。
- (3) 食器については、当面現行のとおりとするが、食器材質には十分注意し、安全確保に努める。

いの町（高知県 合併予定 平成16年10月1日）

- (1) 教育表彰は、合併後検討する。
- (2) 学校給食は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに全小中学校で実施する。
- (3) 修学旅行助成事業は、合併後検討する。
- (4) 奨学金貸付事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (5) 国際理解教育事業
派遣及び交流事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
受入事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- (6) ヘルメット購入補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (7) 教育相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時に統合する。
- (8) 心の教室相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (9) ALT派遣事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (10) スクールカウンセラー事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (11) 教育指導員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (12) 幼稚園就園援助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (13) 公立幼稚園運営は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (14) 中学校職場体験学習は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (15) 中学校寄宿舎管理運営は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (16) 本川中学校山村留学制度は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (17) 吾北分校新入生授業料補助は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (18) 教育研究所は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (19) 適応指導教室は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (20) プール開放は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (21) 休校管理は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (22) 地域教育推進事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。